

保証委託契約約款

賃借人（以下「乙」といいます。）、ハウスリーブ株式会社（以下「丙」といいます。）は、賃貸人（以下「甲」といいます。）と乙の間で締結された、表記賃貸借の目的物及びそれに付随する駐車場（以下併せて「本件建物」といいます。）の賃貸借契約（以下併せて「原契約」といいます。）に関して、以下のとおり保証委託契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（保証委託）

乙は丙に対し、原契約に関し、乙が甲に対して負担する債務について、次条以下に定める内容に従って保証委託契約を申し込みます。丙が乙に対し提出を求めた申込みに必要な書類等を乙が提出し、本契約の審査を経た後、第3条第5項の支払が完了し、かつ原契約が有効に成立したことをもって、本契約は正式に成立したものとみなします。

第2条（反社会的勢力の排除）

乙は丙に対し、次の各号の事項を確約します。

- ①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
- ②反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと
- ③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - i. 甲または丙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ii. 偽計または威力を用いて甲または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第3条（契約時保証委託料及び保証委託料）

- 1.乙は、本契約申し込み時に表記の契約時保証委託料を丙に支払います。この契約時保証委託料は、本契約・原契約の終了または契約内容の変更があっても、乙には返還されません。
- 2.乙は、第5条に規定する保証期間中につき、次項に規定する月額保証委託料を第5項に規定する時期と方法により丙に支払うものとします。
- 3.月額の保証委託料は、表記の家賃、駐車場使用料、共益費、その他毎月定額支払する額の合計額（以下「賃料等」といいます。）に保証委託料率を乗じた額とします。月額の保証委託料に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数は切り捨てるものとします。なお、賃料等が変更された場合（消費税等の変更、駐車場の追加等を含みます。）は、変更後の賃料等を基準にし、前記計算方法に従い、月額の保証委託料を算出するものとします。
- 4.前項の月額の保証委託料の計算において、1ヶ月に満たない期間についての賃料等は、原契約で乙が甲に対して負担する賃料等の金額を基準にするものとします。
- 5.丙は、契約時保証委託料及び月額の保証委託料の受領権限を甲または甲の指定する管理会社に付与しているため、乙は、契約時保証委託料については、本契約締結時に甲または甲の指定する管理会社に支払い、月額の保証委託料については、原契約に基づく本件建物の賃料等の支払い時に、賃料等と同月分の月額の保証委託料を甲または甲の指定する管理会社に支払い、丙は、甲または甲の指定する管理会社から当該契約時保証委託料及び月額の保証委託料を受領します。

第4条（保証対象債務の範囲）

- 1.丙は甲に対して、乙が甲に対して負担する債務のうち、次条の保証期間中に発生した次の各号の債務（①・③については保証期間に相当する分につき、以下「保証対象債務」といいます。）を保証します。なお、丙による保証債務の履行時期は、第6条によるものとします。但し、乙が甲に敷金を預託している場合は、甲は丙に対して保証債務の履行を求めるのに先立ち、その敷金を次の各号の債務に各号の順に優先充当するものとし、丙が保証債務を履行するのは優先充当後の債務のみとします。

①水道光熱費の滞納分

甲が乙から直接回収している場合の水道光熱費（株式会社ガスパルが乙に対して有する水道光熱費に関する債権について、甲が同会社から債権譲渡を受けて取得した場合の水道光熱費に関する債権を含みます。）

②原契約終了後の、本件建物内に存在する動産の搬出・運搬・保管（最大3ヶ月間）・処分に要した費用及び本件建物の原状回復費用（乙が負担すべきものに限り、ます。）その他原契約において退去時に乙が負担すべきものとされるルームクリーニング等の費用で、支払いの際に甲が丙の承諾を得たもの。但し、乙の責に帰すべき事由により発生した火災や爆発によるこれらの費用については、⑥によるものとします。

③賃料等の滞納金

④乙からの退去予告による退去の場合の、原契約に基づく退去予告期間に代わる賃料等相当額支払義務の未払金

⑤乙による原契約の早期解約による違約金等

⑥乙の責により発生した火災や爆発による損害に関する下記の債務

i. 本件建物（類焼物件等は含みません。）の被害の修復に要する期間の家賃減収に対する損害金。但し、乙が賠償義務を免責される場合は除きます。また、本件建物に関して丙が甲に対し支払う損害金の額は本件建物の月額家賃の3ヶ月分を上限とします。

ii. 建物の損害、その他 i 以外の損害については保証しません。

⑦原契約の解除後における、乙の本件建物の明け渡し債務不履行による使用損害金のうち賃料等相当額の範囲での損害金。

⑧乙の自殺または刑事事件等に起因する本件建物についての原契約に基づく損害（風評等に起因する収益力の減少等、乙に法的な損害賠償義務が発生するもので、①から⑦に該当するもの以外の損害）。但し、丙が支払う損害金は事件発生時の月額家賃の30%の48ヶ月分相当額を上限とします。

⑨賃料等の滞納等による乙の債務不履行を原因とした甲による支払督促、明渡し訴訟等の法的手続きに必要な費用（弁護士費用を除きます。）で、支出の際に甲が丙の承諾を得たもの。但し、甲が自らの業務として行う督促等に要した費用（通信費、交通費、人件費）は除きます。

⑩遅延事務手数料の滞納分

⑪契約更新事務手数料の滞納分

2.丙は、前項①から⑪により保証する債務以外の債務については、一切責任を負わないものとします。

第5条（保証期間）

1.本契約の保証期間は、第1条の本契約成立の日と原契約の賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から、原契約の契約終了日（明渡し日が原契約終了日より後に到来する場合は明渡し日）までとし、本契約も同日をもって終了します。但し、甲、乙および丙が合意した場合は、この限りではありません。

2.保証期間中に、甲が原契約における賃貸人の地位を喪失した場合は、以下の各号のいずれにも該当した場合を除き、理由の如何にかかわらず、その時点で本契約は当然に終了し、丙は、本契約終了日以降に発生する保証債務の履行の責を負わないものとします。なお、以下の各号のいずれにも該当し本契約が継続した場合において、その後に理由の如何にかかわらず大東建託パートナーズ株式会社が原契約における管理会社たる地位を喪失した場合は、その時点で本契約は当然に終了するものとします。

①大東建託パートナーズ株式会社が原契約における管理会社たる地位を引き続き有する場合

②甲及び賃貸人たる地位を承継する第三者が、丙の承諾を得て、丙所定の手続を行ったとき

3.前項により、本契約が終了した場合、丙は次の範囲でのみ保証債務を負い、それ以外には一切責任を負わないものとします。

①保証債務の内容と債務額の確定…本契約終了時点までに発生している保証対象債務から、乙が甲に預託した敷金相当額を控除した残債務

②履行時期…次条第1項によります

第6条（保証債務の履行時期）

- 1.本契約に基づく丙の甲に対する保証債務の履行時期は、保証債務の額が確定（保証対象債務の発生が終息し、かつ、甲が乙への相当の請求行為を行ったにもかかわらずそれ以上の回収が見込めず、その額が確定し、または確定したと丙が認めたとき）後、甲が丙に確定した保証債務の請求を行ったときとします。
- 2.前項により、甲が本契約に基づいて保証債務の履行を請求したときは、丙は乙に対して、何らの通知をすることなく、保証債務を履行できるものとします。
- 3.乙は、乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、丙に対して、速やかにその事由を書面により連絡するものとします。但し、乙は当該事由の存在をもって、第3条の契約時保証委託料及び月額保証委託料の支払債務を免れることはできないものとします。
- 4.丙は、前項の場合、乙が債務を履行しないことについての紛議が甲乙間で解決されるまでは、第1項の保証債務の履行を停止することができるものとします。
- 5.乙は、丙が第1項に基づいて保証債務を甲に履行するときまでに、第3項による連絡をしなかった場合は、第3項の事由の存在を理由にして次条の丙による求償請求を拒むことはできません。

第7条（求償債務の履行）

前条において、丙が甲に対して保証債務を履行したときは、乙は、次の各号の金額を速やかに丙に支払うものとします。

- ①丙の甲に対する保証債務の履行額
- ②丙の甲に対する保証債務の履行に要した費用
- ③丙の乙に対する求償権の行使または保全に要した費用

第8条（乙による解約）

乙は、甲及び丙の承諾がなければ、本契約を解約できないものとします。

第9条（乙の届出事項の変更）

- 1.乙は、本件建物に入居後、電話を設置したときは、速やかに電話番号を甲または甲の指定する管理会社を通して丙に届け出るものとします。
- 2.乙は、氏名、住所、電話番号等、甲または甲の指定する管理会社及び丙に届け出た事項を変更したときは、速やかに変更事項を書面をもって、甲または甲の指定する管理会社を通して丙に届け出るものとします。乙が本件建物を退去し、明け渡しを完了した後であっても、乙の甲または甲の指定する管理会社に対する債務不履行がある場合は、乙は本項における変更事項の届出を免れないものとします。
- 3.乙にかかる後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びにこれらの監督人が選任された場合には、登録事項証明書等を添付のうえ、遅滞なく書面をもって、甲または甲の指定する管理会社を通して丙に通知するものとします。
- 4.乙は、第2項の氏名、住所等の変更通知を怠ったことにより、丙から通知または送付書類等が延着または不到達となっても、丙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。

第10条（乙の承諾事項）

- 1.乙及び丙は、本契約申込書または本契約申込書の写しを甲または甲の指定する管理会社が保有することを予め承諾します。
- 2.乙は、甲または甲の指定する管理会社が乙の賃料等並びに契約時保証委託料及び月額の保証委託料の支払い状況、遅延事務手数料及び契約更新事務手数料の発生・支払い状況、原契約の変更及び終了について、毎月丙に報告（電磁的な手段による支払い状況の丙への公開を含みます。）することを予め承諾します。

3.乙が、前条第1項、第2項及び第3項の丙への届出・通知を行わなかった場合、乙が届出・通知すべき事項について、甲または甲の指定する管理会社が知り得ている範囲で、その内容を甲または甲の指定する管理会社が丙に通知することを予め承諾します。

4.乙は、乙の所在を甲または甲の指定する管理会社及び丙が確認できない場合、その他の必要性があるときは、甲または甲の指定する管理会社または丙が緊急連絡先に連絡することを予め承諾します。

第11条（再委託）

丙は、本契約に定める丙が実施する業務の一部を甲または丙が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第12条（本契約の終了）

1.丙は、法令等の改正その他の理由により本契約の継続が困難と判断した場合は、2ヶ月前までに乙に通知することにより本契約を終了することができます。

2.前項の他、乙について、次のいずれかに該当した場合には、丙は何らの催告もせずして本契約を解除することができます。

①第2条の確約に反する事実が判明したとき

②本契約締結後に、自らもしくは役員が反社会的勢力に該当したとき

3.前2項により本契約が終了する場合、第5条第3項を準用し、乙は、本契約の終了を理由にして、丙に損害賠償を請求することはできないものとします。

第13条（管轄裁判所）

乙及び丙は、本契約から生ずる一切の紛争について、丙の本店を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を第1審の付加的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（協議事項）

本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関連法規並びに慣習等に従い、誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとします。

第15条（個人情報の保護に対する基本姿勢）

丙は、本契約の申し込みに際して取得した乙の個人情報について、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために、「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」を定め実行するものとします。

第16条（自動電話連絡に関する特則）

1.丙は、乙の安否確認等のため、乙に対し、自動音声応答装置を用いた自動電話連絡（以下「自動電話連絡」といいます。）等を行うものとし、乙は、次項以下の定めに同意します。

2.丙は、本条に係る丙の業務を大東建託パートナーズ株式会社に委託するものとします。

3.自動電話連絡の実施期間は、原契約の賃貸借期間開始日の翌々週から乙の本件建物明渡日までとします。丙（委託先である大東建託パートナーズ株式会社を含み、以下同様とします。）は、同実施期間中（但し、丙の年末年始、特別休暇日を除きます。）、毎週丙の任意の日に、自動電話連絡を行うものとします。なお、丙は、乙が自動電話連絡に対し応答しなかった場合等には、必要に応じ、乙及び緊急連絡先への電話連絡または本件建物への訪問等を行うことがあります。

4.丙の自動電話連絡に係る業務は、乙の生命・身体・財産等の安全を保障するものではありません。丙は、当該業務の奏功・不奏功により生じた乙の生命・身体・財産に係る損害を賠償する責任を負わないものとします。また、丙は、前項なお書きの連絡または訪問等を行わなかったことやこれが不十分であったこと等に係る責任を一切負わないものとします。

第17条（本契約の変更）

丙は、民法 548 条の 4 の規定により本契約の変更をすることができます。本契約を変更する場合、丙は、丙のウェブサイトその他丙が適切と判断する方法にて本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容並びにその効力発生時期を告知します。